

安全データシート

作成日：2021/01/05
改訂日：2026/01/24

ボンド G17（20ml、50mlチューブ）（家庭用）

JIS Z 7253：2019に準拠

1. 化学品及び会社情報

製品特定名

化学品の名称 : ボンド G17（20ml、50mlチューブ）（家庭用）
SDS番号 : 171315katei

供給者の会社名称

供給者の会社名称 : コニシ株式会社
住所 : 大阪市中央区道修町1-7-1
電話番号 : 06-6228-2994（本社 技術）

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : 090-7356-6462

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限 : ●合成ゴム、皮革、金属板・布・木・陶磁器・硬質プラスチックの強力接着●日曜大工●木工●レザークラフト●模型作り●家具や建具の補修●バック靴の補修。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2（血管系）
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（麻酔作用）
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（気道刺激性）
環境に対する有害性	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（呼吸器系，中枢神経系，消化管）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（神経系）
	水生環境有害性 短期（急性）	区分1
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分3

GHS分類結果が「区分に該当しない」、「分類できない」の項目は記載していない。

絵表示（GHS JP）



GHS02



GHS07



GHS08



GHS09

注意喚起語（GHS JP） : 危険

危険有害性 (GHS JP)

- : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
- 皮膚刺激 (H315)
- アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)
- 強い眼刺激 (H319)
- 吸入するとアレルギー、ぜん (喘) 息又は呼吸困難を起こすおそれ (H334)
- 呼吸器への刺激のおそれ (H335)
- 眠気又はめまいのおそれ (H336)
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H361)
- 臓器の障害のおそれ (血管系) (H371)
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (呼吸器系、中枢神経系、消化管) (H372)
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (神経系) (H373)
- 水生生物に非常に強い毒性 (H400)
- 長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

- : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 容器を接地しアースをとること。(P240)
- 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
- 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
- ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
- ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
- この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋を着用すること。(P280)
- [換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。(P284)

救急措置

- : 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)
- 皮膚 (又は髪) に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
- 皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
- 皮膚刺激又は発しん (疹) が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)
- 眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
- 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。(P342+P311)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

漏出物を回収すること。(P391)

保管 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
 施錠して保管すること。(P405)

廃棄 : 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

重要な徴候及び想定される非常事態の概要 : 有機溶剤中毒を起こすおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

一般名 : クロロブレンゴム系溶剤形接着剤

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
シクロヘキサン	30 - 40%	C6H12	(3)-2233	2-(4)-1340	110-82-7
アセトン	10 - 20%	C3H6O	(2)-542	—	67-64-1
酢酸イソプロピル	5 - 10%	C5H10O2	(2)-727	—	108-21-4
n-ヘキサン	5 - 10%	CH3(CH2)4CH3	(2)-6	—	110-54-3
3-メチルペンタン	1 - 5%	C6H14	(2)-6	—	96-14-0
酸化マグネシウム	1 - 5%	MgO	(1)-465	—	1309-48-4
2-メチルペンタン	0.1 - 1%	C6H14	(2)-6	—	107-83-5
メチルイソブチルケトン	0.1 - 1%	C6H12O	(2)-542	—	108-10-1
ロジン	0.1 - 1%	CxHyOz	—	—	8050-09-7
2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1 - 1%	C15H24O	(3)-540, (9)-1805	—	128-37-0
酸化亜鉛	0.1 - 1%	OZn	(1)-561	—	1314-13-2
メチルペンタン	< 0.1%	—	(2)-6	—	75-83-2/79-29-8 混合物

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い場合は医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡すること。
 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
 直ちに医師に連絡すること。

- 無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護 : 適切な保護具を着用して作業する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末化学消火剤、炭酸ガスまたは通常の泡消火剤、砂/土
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない、水
- 火災危険性 : 極めて引火性の高い液体及び蒸気。
- 消火方法 : 火災の場合:安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
- 消火を行う者の保護 : 圧縮空気・酸素呼吸器、
耐火防護服

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

非緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
- 応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。
漏出エリアを換気する。
漏出した製品に接触することもその上を歩くこともしないでください。
関係者以外の立入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。
排水溝または水路への侵入を防ぐ。
製品を環境中に放出しない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 大規模漏出の場合、溝に漏出を封じ込め、その後の安全な廃棄のため、
湿った砂または土でふさぎます。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 浄化方法 : 少量の液体流出:不燃性吸収材に取り込み、廃棄用容器に入れる。
砂または土により、すべての拡散した製品を吸収する。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 安全取扱注意事項 : 眼、皮膚、衣類につけないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
作業所の十分な換気を確保する。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
火気厳禁、静電気注意。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

- 衛生対策 : 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

- 安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
日光から遮断すること。

保管温度 : 2 - 40 °C

8. ばく露防止及び保護措置

シクロヘキサン	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	520 mg/m ³ 150 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
8 時間濃度基準値	100 ppm
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項 (令和 7 年 10 月 1 日適用物質)
アセトン	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	475 mg/m ³ 200 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度 (厚生労働省))	
管理濃度	500 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	40 mg/l 測定対象物質: アセトン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 作業終了前 2 時間以内
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
酢酸イソプロピル	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	100 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度 (厚生労働省))	
管理濃度	100 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
n-ヘキサン	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	140 mg/m ³ 40 ppm
特記事項 (JP)	経皮吸収
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻

n-ヘキサン	
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
管理濃度	40 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	3 mg/g クレアチニン 測定対象物質: 2, 5-ヘキサンジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 酸加水分解後 0.3 mg/g クレアチニン 測定対象物質: 2, 5-ヘキサンジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 加水分解なし
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
メチルイソブチルケトン	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	205 mg/m ³ 50 ppm
特記事項 (JP)	発がん性分類 2B
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
管理濃度	20 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	1.7 mg/l 測定対象物質: メチルイソブチルケトン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 作業終了時
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
8時間濃度基準値	10 mg/m ³
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項 (令和 6 年 4 月 1 日施行)
酸化亜鉛	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	1 mg/m ³ 吸入性粉塵 4 mg/m ³ 総粉塵
規則参照	JCDB の調査による
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
8時間濃度基準値	0.1 mg/m ³ レスピラブル粒子として
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項 (令和 7 年 10 月 1 日適用物質)
日本 - ばく露限界値	
許容濃度(産衛学会)	0.5mg/m ³ ; 【粉塵許容濃度】(第 2 種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³

酸化亜鉛

許容濃度 (ACGIH)	TWA 2 mg/m ³ (R), STEL 10 mg/m ³ (R)
--------------	--

設備対策 : 十分な換気を行う。
個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体
外観 : 粘稠液
色 : 淡黄色
臭い : 芳香臭
pH : データなし
融点 : データなし
凝固点 : データなし
沸点 : データなし
引火点 : -22 °C 最低引火点採用
自然発火点 : データなし
分解温度 : データなし
可燃性 : データなし
爆発限界 (vol %) : データなし
蒸気圧 : データなし
相対蒸気密度 (20° C) : 1 以上 (空気 = 1)
相対密度 : データなし
密度 : 約 0.87 g/cm³
相対ガス密度 : データなし
溶解度 : 水に不溶、有機溶剤に可溶
n-オクタノール/水分分配係数 (Log Pow) : データなし
粘性率 : 2000 - 3000 mPa・s
動粘性率 : データなし
粒子サイズ : データなし
粒径分布 : データなし
粒子形状 : データなし
粒子アスペクト比 : データなし
粒子比表面積 : データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性 : 通常の下では安定。
危険有害反応可能性 : 通常の使用条件下では安定。
避けるべき条件 : 特に該当しない。
混触危険物質 : 酸化剤。
危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素。

11. 有害性情報

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 強い眼刺激性
呼吸器感作性	: 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
皮膚感作性	: アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 臓器の障害のおそれ (血管系) 眠気又はめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (呼吸器系, 中枢神経系, 消化管) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (神経系)
誤えん有害性	: 区分に該当しない

12. 環境影響情報

生態系 - 全般	: 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱に注意する。
水生環境有害性 短期 (急性)	: 水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 長期継続的影響によって水生生物に有害

シクロヘキサン	
EC50 - 甲殻類 [1]	0.9 mg/l
NOEC 藻類 慢性	0.94 mg/l
アセトン	
LC50 - 魚 [1]	100 mg/l
酢酸イソプロピル	
EC50 - 甲殻類 [1]	110 mg/l
n-ヘキサン	
LC50 - 魚 [1]	2.5 mg/l
EC50 - 甲殻類 [1]	3.9 mg/l
メチルイソブチルケトン	
LC50 - 魚 [1]	505 mg/l
EC50 - 甲殻類 [1]	1250 mg/l
NOEC 魚 慢性	57 mg/l
NOEC 甲殻類 慢性	7.8 mg/l

ロジン	
EC50 - 甲殻類 [1]	4.5 mg/l
2, 6-ジーターシャリ-ブチル-4-クレゾール	
EC50 - 甲殻類 [1]	0.84 mg/l
NOEC 魚 慢性	0.053 mg/l
酸化亜鉛	
EC50 - 甲殻類 [1]	0.098 mg/l
NOEC 藻類 慢性	0.0299 mg/l
ボンド G17 (20ml、50mlチューブ) (家庭用)	
残留性・分解性	データなし
ボンド G17 (20ml、50mlチューブ) (家庭用)	
生体蓄積性	データなし
ボンド G17 (20ml、50mlチューブ) (家庭用)	
土壌中の移動性	データなし

オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分




: チューブや少容量プラスチック容器製品で一般廃棄物とする場合は次のように分別し、回収または廃棄処分する。普通ゴミ・可燃物（紙類、プラスチック・ゴム）、普通ゴミ・不燃物（金属、ガラス・陶磁器）、普通ゴミ・不燃物（雑物）。

残余廃棄物

: 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。一般廃棄物として処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

道路輸送 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1133	1133	1133
国連正式品名		
接着剤	ADHESIVES	Adhesives
輸送危険物分類		
3	3	3
		
容器等級		
II	II	II
環境有害性		

環境有害性 : 該当	環境有害性 : 該当 海洋汚染物質 : 該当	環境有害性 : 該当
------------	---------------------------	------------

海洋汚染物質 : 該当
特別な輸送上の注意 : 『7. 取扱い及び保管法』の記載に従うこと、
容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

国内規制

陸上規制 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 128
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準 (法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
ヘキサン
アセトン
シクロヘキサン
酢酸プロピル
【改正後 令和8年4月1日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
ヘキサン
アセトン
シクロヘキサン
酸化マグネシウム
酢酸プロピル
危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール (含有量: 営業秘密)
ヘキサン (9.2%)
アセトン (18%)
シクロヘキサン (含有量: 営業秘密)
メチルイソブチルケトン (0.5%)
ロジン (含有量: 営業秘密)
酸化亜鉛 (含有量: 営業秘密)
酢酸プロピル (7.1%)
【改正後 令和8年4月1日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール (含有量: 営業秘密)
ヘキサン (9.2%)
アセトン (18%)
シクロヘキサン (含有量: 営業秘密)
メチルイソブチルケトン (0.5%)
ロジン (含有量: 営業秘密)
酸化マグネシウム (含有量: 営業秘密)
酸化亜鉛 (含有量: 営業秘密)

	酢酸プロピル (7.1%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者 (法第66条第2項、施行令第22条第1項) 濃度基準値設定物質 (安衛則第577条の2第2項、令和6年5月8日告示第196号、令和6年5月8日公示第26号) 2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール シクロヘキサン (令和7年10月1日適用) 酸化亜鉛 (令和7年10月1日適用) 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質 (安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧) ノルマルヘキサン
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
消防法	: 第四類 第一石油類 非水溶性 「火気厳禁」 危険等級 II
悪臭防止法	: 特定悪臭物質 (施行令第1条)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・引火性液体類 (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	: 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ヘキサン (直鎖構造のみ) (管理番号: 392) (6.6%) シクロヘキサン (管理番号: 629) (36%)

16. その他の情報

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

法改正や製品の改良によりSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

SDSの伝達の経路: 安全データシート (SDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。

恐れ入りますが、未入手の場合のSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。

【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

4 VOC 放散速度基準 : 日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-600981

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしており、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある。製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。